③　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

④　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第２号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の３又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

イ　この契約に関し、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の１に相当する額のほか、請負代金額の100分の５に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

①　前項第１号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の２第７項の規定の適用があるとき。

②　前項第４号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

③　受注者が発注者に「公正な入札の確保」を行う旨の誓約書を提出しているとき。

ウ　受注者が前２項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

⑯　施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。

⑰　詳細事項については、入札説明書による。

9　Summary

(1)　Tender notice : The following Construction Work is offered by a competitive open tender. March 16, 2011 Center for Forestry and Agriculture Development, Forestry and Forest Products Research Institute (Independent Administrative Institution) Director, Haruyuki Machida

(2)　Classification of the services to be procured : 41

(3)　Subject matter of the contract : Construction Work of the No.2 Agro-forestry Road

(4)　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 16 : 00 April 18, 2011

(5)　Time-limit for the submission of tenders : 16 : 00 June 9, 2011

(6)　Contact point for tender documentation : Center for Forestry and Agriculture Development, Forestry and Forest Products Research Institute, Muza Kawasaki Central Tower, Oomiya-cho 1310, Saiwai-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa 212―0014, Japan, Tel. 044―543―2506 Finance Division, Administration Department

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年3月16日

日本中央競馬会

施設部施設総務課長　上山　隆太

◎調達機関番号　236　◎所在地番号　13

1　工事概要

(1)　品目分類番号　41、42

(2)　工事名

札幌競馬場スタンド改築その他工事

(3)　工事場所

北海道札幌市中央区北16条西16丁目１－１

(4)　工事内容

A　建築工事　１式

①　スタンド改築　延床面積　約30,000㎡

②　仮設投票所整備　使用面積　約9,700㎡（既存スタンドの一部利用）

B　電気設備工事　１式

C　機械設備工事　１式

D　土木工事　１式

(5)　工期　平成26年７月31日まで

(6)　本工事は、設計業務と建設業務を一括して契約するものであり、落札者の決定に際しては設計業務に係る金額及び建設業務に係る金額の提出並びに設計業務及び建設業務に係る技術の提案を求め、価格と技術によって落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

2　一般競争参加資格　入札参加希望者は、設計業務を担当する者（以下「設計担当企業」という。）と建設業務を担当する者（以下「建設担当企業」という。）によって構成される設計・施工連合体（以下「連合体」という。）とし、設計担当企業は１者、建設担当企業は２者までとする。

なお、設計担当企業にあっては次の(1)～(7)に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者であること。また、建設担当企業にあっては次の(1)～(8)に掲げる条件を全て満たしている単体有資格業者であるか、次の(1)～(7)に掲げる条件を全て満たしている者により構成される特定ＪＶであって、(8)(9)の条件を満たしている者であること。

(1)　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2)　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、本会の競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。

(3)　一般競争参加資格確認申請書提出期限日から開札の時までの期間に、本会の設計業務等委託契約または工事請負契約に係る指名停止措置を受けていないこと。

(4)　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(5)　暴力団等の反社会的勢力（「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成19年６月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）」において、暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう。）と関与する者でないこと。

(6)　設計担当企業にあっては、本会における平成23・24年度の測量・建設コンサルタント等のうち建築関係コンサルタントに係る競争参加資格の確認を受け、かつ、総合数値が80点以上であること。

建設担当企業にあっては、本会における平成23・24年度の建築一式工事に係る競争参加資格の確認を受け、かつ、札幌地区での工事を希望する旨の登録をしており、客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が1,600点以上であること。なお、特定ＪＶを構成するものにあっては、代表者については1,600点以上、その他の構成員については1,050点以上であること。

(7)　平成13年以降に完成・引渡しを完了した工事に係る設計業務または建設工事について、次に掲げる実績を有すること。

イ　設計担当企業　以下の基準を満たす建築工事の設計業務を元請負人として実施した実績を有すること。

①　用途　観覧場等

②　構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造

③　規模　延床面積24,000㎡以上

ロ　建設担当企業　以下の基準を満たす工事を元請負人として施工した実績を有すること。

①　用途　観覧場、集客施設等

②　構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造

③　規模　ａ）単独業者
延床面積24,000㎡以上
ｂ）特定ＪＶ代表者
延床面積24,000㎡以上
ｃ）特定ＪＶ構成員
延床面積7,200㎡以上

ただし、特定ＪＶの構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。